

長崎県公立大学法人の記章に関する規程

〔平成20年4月1日〕
規 程 第 4 3 号

改正 令和3年12月6日規程第93号
改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人に勤務する常勤教職員（以下「教職員」という。）としての身分を明らかにし、品位を保持するため、教職員の記章（以下「記章」という。）及びその着用に関し必要な事項について定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（記章）

第2条 記章は、別図のとおりとする。

（記章の着用）

第3条 教職員は、勤務中記章を着用しなければならない。ただし、夏季及び職務に支障がある場合には、着用しないことができる。

2 記章の着用位置は、左胸上部の見えやすい箇所とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（記章の交付）

第4条 記章は、教職員に無償貸与するものとする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（貸与又は譲渡の禁止）

第5条 教職員は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（記章の再交付）

第6条 教職員は、記章を紛失し又はき損したときは、記章再交付申請書（様式第1号）を法人事務局総務課長を経て理事長に提出して、記章の再交付を受けなければならない。

2 教職員は、前項の規定により記章の再交付を受けるときは、その紛失またはき損がやむを得ない理由によると認められる場合を除き、記章の実費を負担するものとする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（記章の返還）

第7条 教職員が、退職等によりその身分を失ったときは、遅滞なく記章を理事長に返還しなければならない。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月6日規程第93号）

この規程は、令和3年12月6日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別図(第2条関係)

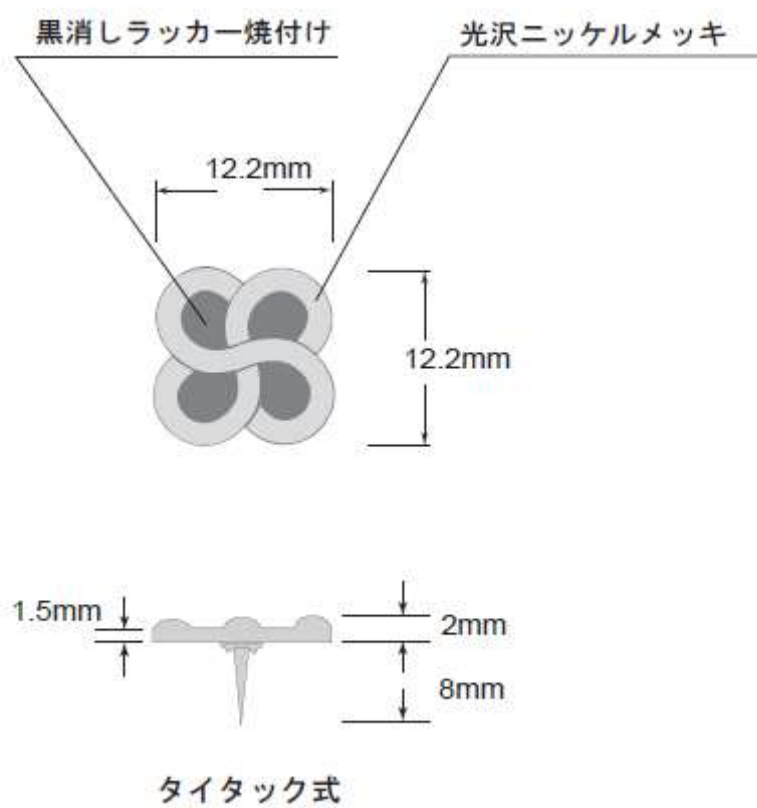
仕様

真鍮台

ニッケルメッキ仕上げ

下地黒消しラッカー焼付け

タイタック式



[illegible]

記章再交付申請書

年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

所属名

職氏名

次の理由により、記章を紛失(き損)しましたので再交付されるよう申請します。

(理由)

[illegible]